

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



# 長崎県公報

## 目 次

### ◎ 告 示

- 長崎県地域総合整備資金貸付要綱の一部改正
  - ・一般競争入札の参加者の資格等
  - ・道路の区域変更
  - ・道路の供用開始

所管課(室)名  
 地域づくり推進課  
 建設企画課  
 道路維持課  
 ”

### ◎ 公 告

- ・契約者等
- ・大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見
- ・一般競争入札の実施
- ・落札者等
- ・三根川水系河川整備基本方針の閲覧

文化振興・世界遺産課  
 経営支援課  
 建設企画課  
 ”  
 河 川 課

### ◎ 雑 報

- ・一般競争入札の実施

長崎県公立大学法人

## 告 示

### 長崎県告示第559号

長崎県地域総合整備資金貸付要綱(平成元年長崎県告示第902号)の一部を次のように改正し、令和4年度予算に係る資金の貸付けから適用する。

令和4年8月26日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(貸付対象事業) 第3条 貸付けの対象となる事業は、県が策定した地域振興民間能力活用事業計画に位置付けられた民間事業者等による事業であって、次の各号の全てに該当するものとする。 (1) 略 (2) 事業の営業開始に伴い、事業地域内において5人以上の新たな雇用の確保が見込まれるもの(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第22条の2第3項の認定を受けた地域脱炭素化促進事業計画に従って行われる同法第2条第6項に規定する地域脱炭素化促進事業(以下、「地域脱炭素化促進事業」という。)、同法第36条の25第1項の規定により株式会社脱炭素化支援機構の支援の対象となった事業者が、同項の規	(貸付対象事業) 第3条 貸付けの対象となる事業は、県が策定した地域振興民間能力活用事業計画に位置付けられた民間事業者等による事業であって、次の各号の全てに該当するものとする。 (1) 略 (2) 事業の営業開始に伴い、事業地域内において5人以上の新たな雇用の確保が見込まれるもの(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第22条の2第3項の認定を受けた地域脱炭素化促進事業計画に従って行われる同法第2条第6項に規定する地域脱炭素化促進事業(以下、「地域脱炭素化促進事業」という。))及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第2条第5項に規定す

<p>定により対象事業活動支援を受けて行う同法第36条の2に規定する対象事業活動（以下「支援対象事業活動」という。）及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第5項に規定する特定供給者が同項に規定する認定発電設備を整備する事業であって、地方公共団体が地域振興の観点から特に支援が必要と認める場合にあっては1人以上の新たな雇用の確保が見込まれるもの）</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>2 略 (貸付条件)</p> <p>第5条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 地域脱炭素化促進事業及び支援対象事業活動に係る第1項の適用については、「35パーセント」とあるのは「45パーセント」と、「42億円」とあるのは「67.5億円」と、「63億円」とあるのは「101.2億円」とする。</p> <p>8 略</p>	<p>る特定供給者が同項に規定する認定発電設備を整備する事業であって、地方公共団体が地域振興の観点から特に支援が必要と認める場合にあっては1人以上の新たな雇用の確保が見込まれるもの）</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>2 略 (貸付条件)</p> <p>第5条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 地域脱炭素化促進事業に係る第1項の適用については、「35パーセント」とあるのは「45パーセント」と、「42億円」とあるのは「67.5億円」と、「63億円」とあるのは「101.2億円」とする。</p> <p>8 略</p>
---	--

**長崎県告示第560号**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和4年8月26日

長崎県知事 大石 賢吾

1 調達する物品の種類

調達する物品の種類は、次のとおりとする。  
長崎県公共事業技術情報システム用サーバ等賃貸借

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者
- (4) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (6) 原則として1年以上の営業実績を有しない者

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

- (1) 申請の時期  
この告示の日から令和4年9月9日までとする。
- (2) 申請書の入手方法  
競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。  
また、長崎県出納局物品管理室ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。
- (3) 申請書の提出方法  
申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。  
ア 法人にあっては、次の(イ)及び(イ)  
    (イ) 登記簿謄本

- (イ) 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書
- イ 個人にあつては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)
- (ア) 本籍地の市町村長の発行する身元(分)証明書
- (イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
- (ウ) 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書
- ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書
- エ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

【注】上記「ウ」「エ」について

新型コロナウイルス感染症の影響で納税が困難となり税の徴収を猶予されている場合は、下記の書類を添付することで、当該証明書に代えることができる。

○長崎県税：新型コロナウイルスによる特例制度の「徴収猶予許可通知書」※備考欄に「徴収猶予を行っている税目以外については 月 日現在の未納額はありませぬ。」の記載があるもの。

○国税：「徴収猶予許可通知書」

- オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し
  - カ 印鑑届(様式第2号)
  - キ 口座振替申込書(様式第3号)
  - ク 取扱品目明細書(様式第4号)
  - ケ 代理店、特約店等の契約明細書(様式第5号)
  - コ 物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書(様式第9号)
  - サ その他知事が必要と認める書類
- (4) 申請書等の作成に用いる言語
- ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
  - イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。
- (5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先
- 〔住所〕〒850-8570長崎市尾上町3-1
  - 〔名称〕長崎県出納局物品管理室
  - 〔電話〕095-895-2881
  - 〔長崎県出納局物品管理室ホームページアドレス〕<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>

4 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書(様式第6号)により通知(郵送)する。

5 指名停止に関する報告

競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等(法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人(総務省設置法(平成11年法律第91号)第4条第1項第9号の規定の適用を受けない法人を除く。)、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。)、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。)、地方公営企業(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。))又は長崎県の出資団体をいう。))から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日(15日目が長崎県の休日を定める条例(平成元年長崎県条例第43号)第1条第1項各号に掲げる休日(以下「休日」という。))に該当する場合は、その翌日(休日を除く。))以内に指名停止に関する報告書(様式第10号)を提出しなければならない。

6 3の(2)、3の(3)のカからコまで、4及び5に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示(平成17年長崎県告示第474号)に定める様式(物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。)とする。

7 資格の有効期間及び更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和6年9月30日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和6年7月に実施する「県が発注する物品の競争入札参加資格の更新」の申請をすること。

8 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

長崎県告示第561号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年8月26日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般国道

路線名 382号

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
対馬市美津島町雑知字陽樽ノ濱乙386番1地先から 対馬市美津島町雑知字陽樽ノ濱乙386番1地先まで	前	13.0~15.0	20.4	
	後	15.0~16.0	20.4	

長崎県告示第562号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和4年8月26日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 382号	対馬市美津島町雑知字陽樽ノ濱乙386番1地先から 対馬市美津島町雑知字陽樽ノ濱乙496番4地先まで	令和4年8月26日

公 告

契約者等（公示）

随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和4年8月26日

長崎県知事 大石 賢吾

1 業務名

アルカスSASEBOエアハンドリングユニットオーバーホール業務

- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
長崎県文化観光国際部文化振興・世界遺産課  
〒850-8570 長崎市尾上町3番1号 電話095-895-2764
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和4年6月24日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地  
沖縄県那覇市山下町5番21号 グリーンビル山下町3階  
新晃アトモス株式会社 九州支社 常務執行役員九州支社長 伊禮 杜夫
- 5 随意契約に係る契約金額  
31,000,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定に該当するため。

#### 大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和4年8月26日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
アミュプラザ長崎・JR長崎駅高架下開発計画  
長崎県長崎市尾上町1番1号
- 2 届出の概要  
①大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名  
②大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 3 意見書の概要  
(1) 意見書を提出した者  
長崎市長 田上 富久  
(2) 意見書の内容  
意見なし
- 4 関係書類の縦覧  
(1) 縦覧期間  
公告の日から1月間  
(2) 縦覧場所  
長崎県産業労働部経営支援課及び長崎市商工部商工振興課

#### 一般競争入札の実施（公告）

物品の借入について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和4年8月26日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 一般競争入札に付する事項  
長崎県公共事業技術情報システム用サーバ等賃貸借  
(1) 借入物品及び数量  
要求仕様書による。  
(2) 借入物品の特質等  
要求仕様書による。



- (3) 借入期間  
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（60月）
  - (4) 納入場所及び条件  
要求仕様書による。
  - (5) 入札の方法  
前記(1)の物品を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札参加資格
    - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
    - (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
    - (3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づき、物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係る資格を得ていること。
    - (4) この公告の日から10の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
    - (5) この公告の日から10の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
  - 3 入札参加資格を得るための申請の方法等  
2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。  
申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先  
(名称) 長崎県出納局物品管理室  
(住所) 〒850-8570長崎市尾上町3-1  
(電話) 095-895-2881  
(提出期限) 令和4年9月9日17時00分
  - 4 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等  
(住所) 〒850-8570長崎市尾上町3-1  
(名称) 長崎県土木部建設企画課  
(電話) 095-894-3023
  - 5 契約条項を示す場所  
4の部局等とする。
  - 6 入札説明書の交付方法  
長崎県土木部建設企画課ホームページ上 (<https://www.pref.nagasaki.lg.jp/section/kensetsu-ki/>) において、掲載する。
  - 7 機能証明書の提出場所及び提出期限  
この入札に参加を希望する者は、入札説明書の別記に掲げる納入しようとする物品の機能証明書を作成し、期限内に提出しなければならない。また、4の部局から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。なお、入札者の作成した機能証明書は4の部局において審査をするものとし、審査の結果、合格した者のみ入札に参加できるものとする。  
(提出場所) 長崎県土木部建設企画課  
(提出期限) 令和4年9月9日17時00分
  - 8 入札書及び契約の手続において使用する言語並びに通貨  
日本語及び日本国通貨

## 9 入札の場所及び期日等

(場所) 長崎県庁行政棟1階入札室

(期日) 令和4年10月6日13時30分開始

開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に4の部に確認すること。

(郵送による場合の入札書の受領期限等)

(受領期限) 令和4年10月5日17時00分(必着)

(提出先) 長崎県土木部建設企画課

(その他) 郵送による場合は一般書留郵便、簡易書留郵便、又は特定記録郵便など受取人が郵便物を受け取った記録が残る郵便により上記受領期限内必着のこと。

## 10 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

免除する。

## (2) 契約保証金

契約金額(消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。)の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合

## 11 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状(委任者が長崎県へ届出済の印影があるものに限る。)の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

## 12 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(9)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。なお、(6)及び(14)から(18)までは、入札書の提出方法が郵送の場合に限る。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(3) 入札者が連合して入札をしたとき。

(4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

(6) 入札書が所定の日時までに到達しないとき。

(7) 納入予定物品が、要求仕様を満たすものと認められなかったとき(機能証明書を提出していない者又は機能証明書を提出、審査を受け、合格しなかった者が入札したときを含む。)

(8) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(9) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

(11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき(入札者が代表者本人である場合に印影が長崎県へ届出済の印影でない場合及び入札者が代理人である場合に印影が委任状の代理人の印影でない場合を含む。)等、入札者の意思表示が確認できないとき。

(12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

(13) 入札書に記載された金額が訂正されているとき。

(14) 入札書が所定の方法以外の方法で提出されたとき。

(15) 代理人が入札したとき。

(16) 外封筒及び内封筒の二重封筒となっていないとき。

(17) 内封筒の中に複数の入札書が入っているとき。

(18) 内封筒に、入札物品名の記載がないとき。

(19) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

### 13 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

### 14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書4に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等  
この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。

### 15 Summary

- (1) Nature and quantity of the products and services to be on lease :  
Servers for use with information system of public works
- (2) period of lease:  
April 1, 2023 through March 31, 2028
- (3) Delivery place :  
Please see attached information
- (4) Time-limit for tender by registered mail :  
17:00 September 9, 2022
- (5) Date and time for the opening of tender :  
13:30 October 6, 2022
- (6) Point of Contact :  
Construction Planning Division, Public Works Department, Nagasaki Prefectural Government.  
3-1 Onoue-machi, Nagasaki 850-8570 Japan  
TEL 095-894-3023

#### 落札者等（公告）

落札者等について、次のとおり公告する。

令和4年8月26日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 物品等又は特定役務の名称及び数量  
土木工事積算システム用プリンタの賃貸借及び保守契約 49台
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
長崎県土木部建設企画課（技術基準班）  
〒850-8570 長崎市尾上町3-1 電話095-894-3025
- 3 落札決定日  
令和4年8月10日
- 4 落札者  
長崎県長崎市田中町585番地5  
扇精光ソリューションズ株式会社 代表取締役 瀨口 晴樹
- 5 落札価格



51,000,000円（消費税及び地方消費税は含まない。）

- 6 契約方法  
一般競争入札
- 7 入札公告日  
令和4年7月1日
- 8 落札方式  
最低価格

### 三根川水系河川整備基本方針の閲覧（公告）

河川法（昭和39年法律第167号）第16条第1項の規定により、三根川水系河川整備基本方針を策定したので、同条第5項の規定により、その関係書類を次のとおり閲覧に供する。

令和4年8月26日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 閲覧の期間  
この公告の日から起算して1か月
- 2 閲覧の場所  
土木部河川課、対馬振興局建設部河港課

## 雑 報

### 一般競争入札の実施について（公告）

長崎県立大学無線LANシステム更新及び保守一式について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和4年8月26日

長崎県公立大学法人 理事長 稲永 忍

- 1 競争入札に付する事項
  - (1) 調達件名及び数量  
長崎県立大学無線LANシステム更新及び保守一式
  - (2) 調達件名の特質等  
入札説明書による。
  - (3) 納入期限  
令和5年9月29日
  - (4) 委託作業場所  
長崎県佐世保市川下町123番地1 長崎県立大学 佐世保校  
長崎県西彼杵郡長与町まなび野1-1-1 長崎県立大学 シーボルト校
  - (5) 入札の方法  
(1)の業務を一括して入札に付す。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札の参加資格
  - (1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第3条の規定に該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項第1号の規定に該当しない者である。
  - (2) アまたはイの資格を得ている者であること。
    - ア 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める資格。
    - イ 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第2条第2項に定める資格。
  - (3) 競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から入札書受理期限までの間において、指名停止の措置を長

崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

(4) この公告の日から8の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けている者でないこと。

### 3 入札参加資格を得るための申請の方法等

入札を希望するものは、本法人所定の審査申請書に必要な事項を記入のうえ、令和4年9月9日17時00分までに次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

(住所) 〒858-8580 長崎県佐世保市川下町123番地1

(名称) 長崎県公立大学法人 総務課財務グループ

(電話) 0956-47-2191

### 4 入札参加条件

この入札に参加する者は、入札説明書に掲げる納入しようとする物品の機能等証明書を、令和4年9月9日17時00分までに、5の部局等に提出すること。なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じること。

### 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等

(住所) 〒858-8580 長崎県佐世保市川下町123番地1

(名称) 長崎県公立大学法人 企画広報課

(電話) 0956-47-5856 (FAX) 0956-47-8047

### 6 入札説明書の交付

(期間) この公告の日から令和4年9月5日まで(大学の休日を除く。)の9時00分から17時00分の間。

(場所) 5の部局とする。

(受領) 入札参加希望者は、5の部局で必ず入札説明書を受領すること。

### 7 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### 8 入札の日時及び場所

(日時) 令和4年9月15日 10時30分

(場所) 長崎県立大学佐世保校 大学院棟2階616教室

開札当日が悪天候(大雨、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に3の部局に確認すること。

### 9 入札保証金及び契約保証金

#### (1) 入札保証金

徴収しない

ただし、落札者が契約を結ばない場合は損害賠償金として落札額の100分の5の金額を徴する。

#### (2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 法人を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、長崎県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合

### 10 入札が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。なお、適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

### 11 入札の無効

次の入札は、無効とする。なお、次の(1)から(7)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(3) 入札者が連合して入札をしたとき。

(4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

- (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (6) 入札書が会計責任者の定めた入札条件に違反したとき。
- (7) 実作業者の情報技術が、業務に必要な要件を満たすものと認められなかったとき。
- (8) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (9) 入札書に記名押印がないとき（署名のみ、また、入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）その他必要な記載事項を確認できないとき。
- (10) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (11) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (12) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

## 12 落札者の決定方法

- (1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第5条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県から指名停止措置を受けた場合、又は受けることが明らかである場合は、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けた場合、落札決定を取り消すこととする。

## 13 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) その他、詳細は入札説明書による。

発行者  
長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表  
直通  
(八九五) 二二一四

印刷所  
長崎市榊島町八番十二号

株式会社  
寺田宏  
弥ト